

会 議 録 (要 旨)

会議の名称	平成28年度第1回 使用料等審議会				
開催日時	平成28年8月17日(水) 午後7時～9時				
開催場所	東村山市役所いきいきプラザ3階 マルチメディアホール				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 西條委員(会長)、吉井委員(職務代理)、小山委員、頭川委員、田中委員、長谷川委員、増田委員、森委員</p> <p>(理事者) 荒井副市長</p> <p>(事務局) 小林経営政策部長、瀬川経営政策部次長、安保企画政策課長、堀口企画政策課課長補佐、東企画政策課主査、新床企画政策課主任</p> <p>(経営政策部) 屋代情報政策課長、笠原施設再生推進課長、杉山施設再生推進課主査</p> <p>(市民部) 肥沼市民部次長</p> <p>(教育部) 前田公民館長、小山公民館主事、中澤市民スポーツ課長、千葉市民スポーツ課振興係長</p> <p>●欠席者：無し</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	0名
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 2. 委 嘱 3. 会長・会長職務代理選出 4. 副市長挨拶 5. 諮 問 「使用料・手数料の全体見直し」について 6. 審 議 7. そ の 他 8. 閉 会 				
問い合わせ先	東村山市使用料等審議会事務局(東村山市経営政策部企画政策課) 〒189-8501 東村山市本町1-2-3 電話 042-393-5111(内線2212・2215)				
会 議 経 過					
<p>1. 開 会</p> <p>2. 委 嘱</p> <p>3. 会長・職務代理選出</p> <p>○会長に西條委員、職務代理に吉井委員が選出された。</p> <p>○会議の公開・傍聴の定め</p> <p>傍聴人数の定員を8名から10名に変更することが事務局より提案され、審議会です了承された。傍聴の申込み方法について、無記名による申し込み手続きへの変更が事務局より提案されたが、委員間で検討した結果、傍聴者にも一定の責任をもって傍聴してもら</p>					

う方が良いとの意見から従前どおり住所・氏名を記入した上での傍聴申込みとなった。

4. 副市長挨拶

【副市長】

本日はお忙しいところ、第1回使用料等審議会にご出席いただき、感謝申し上げます。今回、任期が改まり、初の使用料等審議会となる。当市の使用料・手数料に造詣の深い委員各位に引き続き再任ということでご指導いただき、大変心強く思っている。よろしくお願いしたい。

さて、使用料・手数料については、昨年度、下水道使用料のご審議をいただいて以来となる。今年度は3年毎の全体見直しの時期にあたるため、改正に関する市の考え方について、ご意見をいただきたくお諮りする。詳細は事務局から説明するが、現行料金の再算定を行った結果、一定の乖離が認められるものがあることがわかった。こうしたものについては必要な改正をすることになるが、一方で、市は現在、全国的に進められている地方自治体の公会計制度の改正に取り組んでいるところである。

新地方公会計制度は現行の単式簿記・現金主義会計では見えにくい資産・負債等のストックやコストについての情報を、複式簿記・発生主義会計を導入することで、より正確な財務諸表を作成するものである。その結果、財務状況に関する検証の可能性を高めることを目指している。公共施設やインフラ資産の管理についても、複式簿記では資産・負債等増減等の、現金主義以外のコスト状況がわかるようになる。市の保有する固定資産についても資産単位ごとに減価償却費等の必要な情報を網羅した固定資産台帳を新たに整備することにより、多角的な視点からの資産・コスト管理が期待できるものである。

このことから、施設使用料等の算定事務も、新地方公会計制度に移行後は、より正確な原価計算や、的確な分析が可能となると考えられる。また、新地方公会計制度は他の地方自治体との客観的な比較・検討を目指したものであること等からも、今回は「動物死体処理に係る手数料」の引き下げ1件を除き、移行までの間、使用料・手数料を現行通りに据え置くこととしたい。委員の皆様にはこのような内容について、大所高所からのご意見を賜りたくお願い申し上げます。

5. 諮問 「使用料・手数料の全体見直し」について

- 副市長より会長に、「使用料・手数料の全体見直し」について諮問が行われた。

【諮問要旨】

使用料・手数料について「3年に1回の定期的な全体見直し」を実施したところ、使用料は14施設、手数料は5項目において、算定結果と現行の金額との間に乖離が見られる結果となった。

一方、当市では、平成29年度決算からの国の統一的な基準による財務諸表の作成や、全施設に係る固定資産台帳の整備と新地方公会計制度への対応を進めており、これにより施設ごとのコスト分析が可能となり、より精緻に受益者負担の考え方等を検討できるようになる等の成果が期待されている。

以上のことから、今回については新地方公会計制度の対応までの間、動物死体処理（収集および処分）手数料を引き下げる他は、現行の使用料・手数料に据え置きたく、諮問する。

6. 審議

【事務局】

- 事務局より、資料「平成28年度使用料等審議会(使用料 据置①)」「平成28年度使用料等審議会(使用料 据置②)」「審議対応別一覧」に沿って、説明を行った。

【所管課（施設再生推進課）】

- 資料「**新地方公会計制度の動向**」に沿って、説明を行った。

<進め方について>

【委員】

私の提案は、使用料だけではなく、手数料も見て、使用料と手数料両方で結論を出した方がよいのではないかと考える。

【事務局】

委員からご提案のあった件については、今日は手数料の資料については用意できていないため、早い時期に送らせていただき、次回以降、審議をさせていただきたい。

【会長】

次回の審議の時に使用料と手数料について、最終的な結論をまとめるということによろしいか。

【全委員】

（異議なし。）

<使用料について>

【会長】

算定結果が現行料金と100円未満で据置①とされている各施設については、特に問題ないかと思う。今回は、算定料金と現行料金が100円以上ある据置②の方が問題になってくると考える。この据置②について、今説明があったように据置としていいかどうかポイントになってくる。

【委員】

市民センターの算出根拠の人件費について、最低賃金が3年前と比べて上昇しているはずだが、前回と比べると人件費が34,591円しか変わっていない。どのようになっているか。

また、消費税は、含まれていないということでもいいのか。

さらに、市民センターの利用の仕方は非常に借りる側に手厚い。例えば、電話で予約ができる。そして、料金の支払い期限は前日までとなっている。その場合、早めに予約して、2日前でもキャンセルできる仕組みであったように覚えている。このような状況において、稼働率はどのくらいか。

【所管課（市民部次長）】

施設の予約方法について、公民館や他の公共施設はインターネット経由で申込可能だが、市民センターの予約方法は窓口で受付をさせていただいている。市民センターの利用状況について、おおむね全体として、稼働率はここ数年6割から7割弱程度と把握している。

【事務局】

原価計算の中に、消費税は含まれた形で計算している。また、人件費は、東村山市の職員の年間平均給与額を用いている。この平均給与額は、職員の給与、職員手当、共済組合負担金が含まれている。時間外勤務手当は含まれていない。その年間の職員の平均給与額に職員の従事する割合を掛けて、人件費を算出している。

【委員】

据置①はある意味、仕方がないだろうと。据置②に対しては、資料によれば、「数値的根拠以外に理由があり、据置を希望するもの」とある。これで数十円単位は仕方ないと思うが、現行料金と算定料金の差が200円以上になっているものが複数ある。例えば、スポーツ施設に関しては、400円、500円等の差が生じている。それを「やむを得ず」という結論になる根拠を説明していただきたい。

【所管課（市民部次長）】

まず、市民農園については、地権者のご都合で、一部市民農園にお借りしていた場所をお返しした農園があり、利用管理数が減少した。そのため、単純に1区画当たりの単価が上がってしまったということである。

次に、工場アパートについては、金額が高いため、増減率が1%以下の差であっても100円以上の差が生じる。今回については現行料金の据置と考える。

最後に、青葉地域センターは、平成23年6月に開設された比較的新しい施設である。前回平成25年度の使用料等全体見直しでは、施設開設から短い期間での実績から試算したということ、また、新しい施設でもあったため、平成25年算定料金970円に対して、600円の使用料を設定したところであった。当時から著しく大きい幅の変更を避けるために激変緩和措置をしていたところである。今回の見直しについても、改めて算定したところ、810円となったが、新地方公会計システムの移行に際し、今回は現行料金の据置と考えている。

【所管課（情報政策課）】

情報センターについては、マルチメディアホールで現行料金と比べて100円と少し差がある。これは、経費を面積で按分していて、人件費が下がった関係で面積の大きいマルチメディアホールでは100円を超えているが、面積の按分というところで研修室同様据置とさせていただきたいと考えている。

次に、パソコンの貸出については、平成23年より市民の持ち込みでパソコン利用要望を可能としたため、稼働率が下がっている。しかし、インターネット接続が必要な研修会を開く場合には貸出パソコンを利用している。そういった研修をされる少数の方たちに、パソコン貸出使用料を全部負担していただくと負担額が大きくなる。こちらについても現行料金のまま据置とさせていただくことで、情報化を推進してまいりたいと考えている。

【所管課（市民スポーツ課）】

まず、運動公園トラック競技場の昼間・一般区分、夜間区分、運動公園プール、運動公園の庭球場において現行料金と算定料金の乖離が生じている点については、各施設の整備や修繕が不十分な中、使用料を値上げすることは市民の方々の理解が得られないと考える。

そして、久米川庭球場は、一般区分で現行料金と算定料金が1時間420円の差が生じている。こちらの経費の大半は借地料が占めており、施設整備に係る費用が不十分である。コートの掘り起しやネットの張り替えを含む当該施設整備が行われない現状等を踏まると、現時点での使用料の値上げは行わず、現行料金の据置と考えている。

最後に、久米川少年野球場については、小学生以下の使用を無料としているため、コスト計算において一般利用料金に無料開放分のコストも計上されてしまっていることを踏まえ、料金の改定は行わず現行料金で据置と考えている。

【所管課（公民館）】

平成27年度に中央公民館において耐震化等改修工事を行ったことにより、市民の方には8か月間ともご不便をおかけした経緯がある。中央公民館については、空調設備の充実、LED、トイレの洋式

化も進み、建物としては価値も上がったと考えているが、地区公民館については老朽化が著しい状況である。現状、施設間での設備面での差が生じている。均質的な料金改定は市民の理解を得られないと考えているので、現行料金で据置としたいと考えている。

【会長】

それでは、担当所管の説明が終わったので、これを踏まえて次回に再度、使用料・手数料の審議を行いたいと思う。よろしくお願ひしたい。

7. その他

- 次回の第2回審議会は、平成28年10月14日(金曜日)の開催で決定した。
- 本日配布した使用料の資料に加えて、手数料の資料についても、事前に事務局より委員へ送付する。

8. 閉会

以上